

別表十(八)

18欄、33欄、38欄、43欄及び48欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 収用換地等及び特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表十(八)

I 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書

18欄

38欄 謙 公 共 事 業 者 の 名 称 1

特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、
 「第65条の4第1項」
 又は
 「平成23年旧措置法第65条の4第1項」
 ②区分番号に、「00358」又は「00219」
 ③適用額欄に、当該別表十(八)38欄の金額(円単位)を記載してください

43欄 交換取得資産の価額 6

・

同上の交換取得資産につき 7

・

農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、
 「第65条の5第1項」

48欄 により譲渡した年月日 20 平 .

・

取得した対価の額 21

特定の長期所有土地等の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、
 「第65条の5の2第1項」

33欄 謙 渡 経 費 に 充 て る た め 付 を 受 け た 金 額 26

・

差引謙渡経費の額 27

特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、
 「第65条の3第1項」

33欄 た 除 め 額 に の 土 地 計 算 5,000万円 - (31) 32

・

特 别 控 除 额 (28)、(30)と(32)のうち少ない金額 33

18欄 収用換地等の場合の所得の特別控除に関する明細書

収用換地等の場合の所得の特別控除を適用している場合には、適用額明細書の
 ①租税特別措置法の条項欄に、
 「第65条の2第1項」、「第2項」又は「第7項」※

②区分番号に、「00217」
 ③適用額欄に、当該別表十(八)18欄の金額(円単位)を記載してください

※「第65条の2第1項」

収用換地等により特別控除の適用を受ける場合

※「第65条の2第2項」

換地処分又は権利変換による交換取得資産とともに取得した補償金等について、特別控除の適用を受けれる場合

※「第65条の2第7項」

特別勘定を取り崩して益金の額に算入した場合に、特別控除の適用を受ける場合

特 别 控 除 残 額 5,000万円 - (16) 17

特 別 控 除 额 ((14)又は(5))と(17)のうち少ない金額 18

等の場合の所得の特別控除等に関する明細書

特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (16)	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,500万円特別控除の規定の適用を受けた金額	34	円
	1,500万円 - (34)	35	
特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (36)	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	36	
	特 別 控 除 额 ((28)、(35)と(37)のうち少ない金額)	37	
特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (36)	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	38	
	800万円 - (39)	40	
特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (41)	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	41	
	特 別 控 除 额 ((28)、(40)と(42)のうち少ない金額)	42	
特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (41)	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、1,000万円特別控除の規定の適用を受けた金額	43	
	1,000万円 - (44)	45	
特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (46)	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、5,000万円、2,000万円、1,500万円及び800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	46	
	特 別 控 除 额 ((28)、(45)と(47)のうち少ない金額)	47	
特 別 控 除 残 額 5,000万円 - (46)	当該譲渡の日の属する年において譲渡した他の資産につき、800万円特別控除の規定の適用を受けた金額	48	
	特 別 控 除 额 ((28)、(47)と(48)のうち少ない金額)		